

新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会（第5回）

議事録

【開催要領】

開催日時：令和3年10月15日（金）16：45～18：45

開催場所：WEB会議

出席者：高橋座長、石川構成員、片桐構成員、木村構成員、小西構成員、建部構成員、
山本構成員

事務局：吉川自治行政局長、阿部大臣官房審議官、三橋行政課長、中西理事官、渡邊理事官

【議事次第】

1. 開会
2. 意見交換
3. 閉会

【資料】

- 資料1 第4回研究会の議論の概要
- 資料2 公金取扱いにおける私人委託制度の運用の例
- 資料3 指定代理納付者制度の運用の例
- 資料4 私人委託制度と指定代理納付者制度（指定納付受託者制度）の特長の比較
- 資料5 指定金融機関制度の意義・経緯について
- 資料6 公金取扱いにおける私人委託制度の見直しに当たっての論点
- 資料7 当面の研究会の進め方について
- 参考資料1 公金取扱いにおける私人委託制度の見直しに当たっての論点
（第4回配付資料）
- 参考資料2 地方公共団体以外の者に公金取扱いを行わせている諸制度の比較
（第4回配付資料（一部修正））
- 参考資料3 指定納付受託者制度に関する通知

【議事録】

○高橋座長 定刻となりましたので、ただいまより第5回の新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会を始めさせていただきます。本日は、お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。資料につきまして、事務局に御用意をいただきましたので、事務局より御説明を頂戴したいと思います。よろしく願います。

○渡邊理事官 早速でございますが、事務局より資料の説明をさせていただければと思います。本日、資料1から7、あと、参考資料1から3まで御用意させていただいております。

1のほうから順次御説明させていただければと思います。まず、前回の議論の振り返りでございます。第4回研究会の議論の概要という資料を御覧いただけますでしょうか。1枚おめくりいただきまして、前回は、私人委託制度、あとは指定代理納付者制度、指定金融機関制度、公金の取扱いに関する制度を概要を御説明し、それぞれを比較し、御説明した上で、私人委託制度の見直しの基本的な方向性などについて論点をお示した上で、御議論いただいたところでございます。

私人委託制度、指定代理納付者制度、指定金融機関制度、それぞれ貴重な御指摘、御知見をいただいたところでございますけれども、今回は、それぞれの制度がどのように運用されているかということも御説明をさせていただいた上で、議論を深めさせていただくこととさせていただければと思います。資料1は以上です。

資料2を御覧いただけますでしょうか。公金取扱いにおける私人委託の制度の運用の例ということでございます。おめくりいただきまして、まず、私人委託制度の前提といたしまして、徴収と収納の概念、私人委託制度は徴収または収納の事務を委託することができるということとしているものでございますので、その前提となる徴収と収納の概念を改めて書かせていただいたところでもあります。徴収につきましては、普通地方公共団体の歳入を調定をしまして、その上で納入通知をする。また、それから収入を実際に受け入れる行為、これらを総称する概念でございます。一方、収納につきましては、調定して納入通知があった、済んだものの実際の収入を受け入れる行為をいうものでありまして、収納の概念を構成する一つの考え方となっております。

調定の行為、具体的には、その発生した権利の内容を調査して、これを明確にして、

具体的に所属年度、歳入科目などを決定する、いわゆる内部意思決定の行為と解釈をされているものでございまして、納入の通知とは、一般的には、歳入の納入を通知すること、納入義務者に対して金額、期限などを通知をする対外的行為というふうに解されているところでございます。

続きまして、2ページ以降で、私人委託制度の収入の実際の例を御紹介させていただければと思います。まず、2ページでございしますが、私人に徴収の事務を委託している場合、この例によりますと、市民センター、公の施設の指定管理者に対しまして、使用料の徴収事務を委託しているものの例でございまして、下のフローにございまして、左下、受託者のところにありますけれども、まず、受託者において、使用料を収納することの調定をし、納入の通知をする。その上で収納するというところでございまして、その際、領収書の交付をして、指定金融機関を経由して、地方公共団体に使用料を納付していくというフローとなっております。

また、この仕組み、このフローにおけます未納等のリスクがあった場合、どのように担保しているかということでございまして、こちらについては、委託契約のほうで未納等のリスクを担保するための措置といったものが記載をされておるところであります。4つほど御紹介させていただければと思いますが、受託者は、毎月、委託事務に関する報告書を地方公共団体に提出をするのであるとか、再委託の禁止、あとは、契約違反の場合の契約解除権であるとか、契約の定めのない事項については両方で協議を決定するという、一般的な民法上の取扱いということかと思うんですが、そのやり方、方法などを契約において書いているというところでもあります。

続きまして、3ページをお願いいたします。引き続きまして、一般的に税金をコンビニで収納するものの例、収納事務を委託している例であります。こちらは、まず、右の下の囲み、地方公共団体というところがございまして、まず、地方公共団体が税金などを受け入れる調定をいたしまして、その上で住民の方に納入通知をします。納税通知書等による納入の通知をするということでもあります。それをコンビニエンスストアに納入義務者が納入の通知を持って行って、コンビニエンスストアにおいて公金を納付していただくと。その上で、コンビニエンスストア各店からコンビニ本部、決済代行会社を経由して、地方公共団体のほうに実際にお金が振り込まれるということでもあります。

こちら、例として、未納等のリスクに関する契約事項ということで、担保措置が一定程度、定まっているところであります。こちらにつきましても4つほどございしますが、

まずは、再委託の禁止であるとか、検査権のことであるとか、あとは、決済代行会社が収納事務の履行に当たって、事故が発生したときとかやむを得ない事由により義務を履行することができないときは、直ちに各当事者に報告をします。その上で必要な措置を講ずるなどといった規定が契約上定まっているということでございます。あとは、損害賠償を請求することができるということが契約上明確に書いてあるというものの例であります。

4 ページをお願いできればと思います。制度上、徴収または収納の事務を委託することができる歳入の費目を、地方自治法施行令及び他の法律の規定で探せる限りのものを見つけてきたものでございます。まず、上のほうに書いてありますのは、地方自治法施行令158であったり、地方税につきましては、158条の2のほうで、私人に対して公金の取扱いをすることが明定をされているところであります。そのほか、地方公営企業の利用料金について地方公営企業法に定めがあるとか、その他個別法において、それぞれ私人に委託をできることが明定をされているというものであります。

5 ページ以降は、それぞれの歳入科目についての根拠規定を御参考までにつけさせていただきます。

ここでおめくりいただきまして、15 ページを御覧いただけますでしょうか。前回、小西先生より、公金の取扱いを幅広く行わせることとするのであれば、地方公営企業法の規定を参考とすべきというような御指摘をいただいたところでございます。御指摘いただいたものですから、地方公営企業法の私人委託の考え方を解説書を引用させていただいているところであります。上段、解説書を引用させていただいておりまして、その趣旨は、地方自治法施行令で公金の収納事務の取扱いを認めているものの例と同様の理由により認めていることが確認できたところであります。

真ん中の点線の囲みのところに、地方公営企業法の条文を掲げさせていただいておりますけれども、公営企業の管理者は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収または収納の事務という規定がございまして、幅広く認めているという規定でございます。実際には、地方公営企業、特定の業務について、その経営、運営をしているということがあるものですから、実際には、水道事業の水道料金であるとか、下水道使用料であるとか、病院の診療費であるとか、ある程度、一定程度、特定されていくということが実態のかなというふうに受け止めております。以上が資料2でございます。

引き続きまして、資料3をお願いいたします。指定代理納付者制度の運用の例という

資料でございます。おめくりいただきまして、1ページから御説明をさせていただければと思います。

まず、クレジットカードであるとかの実際の決済サービスの仕組みの例をまずは掲げさせていただきます。ここで、三角の頂点に「イシュア兼アクワイアラー」とございますけれども、イシュアは、カード発行会社と呼ばれている業種の機能であります。アクワイアラーは、加盟店管理会社と呼ばれている機能であります。従前、イシュアとアクワイアラーというものは、機能が一緒になってクレジットカード会社が運営をしていたところですが、これが機能分化をして、それぞれの機能に特化した会社が運用しているという実態がございます。

引き続きまして、2ページを御覧いただければと思います。昨今、さらにイシュアとアクワイアラー機能の分化とともに、決済代行会社が関与しているものの例でございます。

3ページ、こちらはクレジットカードではなくて、いわゆる電子マネーと呼ばれているもののうち、プリペイドのものの例を掲げさせていただきます。前払式支払手段による決済の仕組みということでございまして、これは以前、宮居先生がお越しただいて御説明いただいた際にもお話がございましたが、電子マネーは、基本的にはイシュアとアクワイアラーの両方の機能をペイメント業者が担っているということでございました。基本的な仕組みはクレジットカードと同様ということでございます。

4ページを御覧いただけますでしょうか。実際に指定代理納付者制度によって運用されているものの例を掲げさせていただきます。下のフロー、こちらの例は、自動車税をクレジットカード支払いとしているものの例でございます。下のフロー図にございますように、右下、地方公共団体のところで、まず、税金の調定をしていただくと。そして、納入の通知を発出していただいて、その際に、利用者のほうからカード情報の入力であるとか、納付委託をさせていただきますという申出を地方公共団体にすると。その情報を、決済代行会社を通じて、アクワイアラーを通じてイシュアにカード利用ができるかということを確認し、決済情報などを確認した上で、その承認があった際にカード利用ができることとされております。

以上、基本的なスキームでございまして、こちらについても、未納等のリスクに関する契約事項を御紹介させていただければと思います。5つほど書かせていただいております。まず、検査権であるとか、2つ目、あとはアクワイアラーなり決済代行会社の事

由によりまして、地方公共団体への支払い額に不足が生じた場合は、関係者間で協議の上、アクワイアラーが地方公共団体に不足額を払い込むであるとか、アクワイアラーが地方公共団体に対して立替払いをした場合、利用者のクレジットカード不正利用や、イシューが利用者から利用額を回収する前にイシューが倒産するなどの理由によりまして、アクワイアラーがイシューから利用額を回収できない場合は、地方公共団体はアクワイアラーに対して収納金を還付した上で、地方公共団体と利用者の関係に立って、改めて債権の徴収をしていただくという仕組みとなっております。

その他、他の当事者の契約違反で損害を受けた場合は、当事者に対して損害賠償ができるであるとか、契約書に定めのない事項については、その都度、関係者間で協議をするというようなことが契約において定められているところであります。

引き続きまして、5ページをお願いいたします。こちらは、ふるさと納税をクレジットカード支払いとしている場合のもの例でございます。実際にふるさと納税サイトと呼ばれているものがありますが、そちらを経由して、クレジットカードにより支払いをしているというものの例であります。こちらにつきましては、地方公共団体がまず調定をするところから始まるものではなくて、利用者が寄附金を寄附したいという意思表示が始まることからスタートしております。左下の囲みから右上のほうに伸びている矢印①の「カード情報入力、納付の委託の申出」というところからスタートしております。ふるさと納税を運営する決済代行会社が、納付の委託があったということを地方公共団体に伝達をして、その上で決済代行会社からアクワイアラー、イシューに対して、決済サービスを利用できるかどうかという確認なり決済情報をお送りして、その承認があった際に、決済サービス、クレジットカードサービスを利用できるということで手続が進められるということでもあります。この際、そのような承認があった際に、地方公共団体が調定をして、その上で納入の通知書を利用者のほうにお示しをするという手続を進められているというものであります。

こちらについても未納等のリスクに関する契約事項が書かれておりまして、こちらについても、利用者が寄附の支払いをしたにもかかわらず、地方公共団体に支払いが行われずに、税金の控除とかを受けられなかった場合は、地方公共団体が利用者の寄附金相当額を返還するであるとか、地方公共団体などが相手方の責めに帰すべき事由により損害を被ったときには、相手方に対して損害賠償請求できるであるとか、災害などのやむを得ない事由によって、地方公共団体、寄附者に生じた損害については、指定代理納付

者は責任を負わないというような規定が定まっているところであります。以上が資料3でございます。

資料4は、一旦、私人委託制度と指定代表納付者制度の議論の総括といたしまして、それぞれの制度のメリット・デメリットというのでしょうか、特長を掲げさせていただいております。

左が私人委託制度で右が指定代理納付者制度でございますけれども、取り扱うことができる歳入がどういったものである、私人委託制度であると限定があるであるとか、指定代理納付者制度であると特に制限がないであるとか、決済サービスと担保措置につきましても、私人委託制度については、制度上、電子マネーなどを利用した納付を想定しておりませんので、地方公共団体へ納付するまでの間の事故についてのリスクに備えた担保措置がないであるとか、指定代理納付者制度については、公金を支払う側の委託を受けてその納付を行うことから、自治体を代位する立場としての制限を受けることなく、指定代理納付者制度が提供する決済サービスにより柔軟に収納を行うことができるのか、指定納付受託者制度については、指定納付受託者が指定する日までに完納がないときには、保証人に関する徴収の例によって滞納処分が行うことができるというような特長がございます。

あと、一番大きなところでは、納付の効果でありまして、納付の効果がいつの時点で及ぶかということでもあります。私人委託制度については、私人委託制度の受託者がお金を受け取った時点において、納付の効果が及ぶということとなっております。指定代理納付者制度につきましては、基本的にクレジットカードとかが後払いであるという現状に鑑みまして、地方公共団体にクレジットカード会社から、指定代理納付者から公金の納付があった時点、そして、その納付の委託があったとき、クレジットカードサービスの利用申出があったときに遡って、その納付の効果が及ぶというふうに法律上の措置をしているということでございます。

続きまして、資料5をお願いできればと思います。指定金融機関制度について、若干経緯なりを整理させていただいております。前回の議論におきまして、片桐先生から指定金融機関制度についての御指摘がございました。法律の条文上、収納なり支払いの事務を行わせるというふうに指定金融機関の役割が書いてあるんですけれども、その条文の裏というのでしょうか、その前提として、指定金融機関制度は預金制度であることが前提としてあるので、私人委託制度と単に比較できるものではないというような御指摘

をいただいたところでございますので、改めて指定金融機関制度の性格なり経緯を確認という意味で、資料としてまとめさせていただいております。

上の囲みのところでございますが、地方公共団体に代わって金融機関に公金の出納なり保管を行わせる制度として、従前は金庫制度というものがあつたということでございまして、昭和38年の改正におきまして、預金制度を前提とした指定金融機関制度が改正されたという状況でございます。

金庫制度は、地方公共団体の機関の一つとして金融機関が公金の取扱いを行うというものに対しまして、預金制度は、金融機関が一般の1つの法人であるとか、1つの金融機関であることを前提としまして、地方公共団体の公金も預金として受け入れるという制度でございます。

金庫につきましては、その名が表していますように、地方公共団体の公金につきましては、他の預金、他の運営資金とは区別をして、金庫の中に入れるかのように保管をしなければいけないということとなっておる一方で、預金制度につきましては、これは預金の一つでございますので、公金も含めて全般的な運用を銀行において行うことができるというものでございます。

その性格において、金庫制度と預金制度は違うということございまして、現行の指定金融機関制度は、預金制度を前提とした制度ということございまして、会計管理者とともに公金取扱いの役割の一端を担っているという制度となっております。

その他2ページ以降は、解説書の抜粋であつたりとか、当時の条文であつたりとかというものを掲げさせていただいております。

前回の会議におきまして、片桐先生から併せて、口座振替は自治法上明定されているのに、口座振込がないのは明定されていないのはどういう経緯なのかというような御質問がございましたので、その経緯なりを確認させていただきました。10ページを御覧いただければと思いますけれども、明確な経緯ということは確認できなかったんですが、あくまでも推測ということではありますけれども、昭和38年におきましては、銀行間の為替取引については、個別の金融機関ごとにコルレス契約と言われる為替取引の契約が締結されているところでありまして、現在行われているような包括的なコルレス契約というんでしょうか、ここの表で経緯は書かせていただいておりますけれども、全国銀行データ通信システムといったものがまだ創設をされていない時期に昭和38年の改正が行われたものですから、個別の為替取引を個別に構成していくという現状に鑑みた

制度であったんじゃないかというふうに推測をされているところであります。

この全銀ネット、昭和48年から運用が開始をされているということでございますので、昭和38年においては、こういったものを前提とすることができなかった状況であったのかと推測をしておりますし、口座振込につきましては、口座振込をしたいという者の意思によって送金を行うという仕組みでありまして、ATMで送金するときのイメージがあると思うんですけれども、例えば、ATMで地方公共団体の口座に振込をしたとしても、誰のお金で、どの歳入区分に属するもので、納期限はいつまでのものでとか、歳入の特定をすることが困難な状況なのかと。運用上困難な状況なのかと考えております。そのような運用の難しさから、口座振込というのはなかなかしっかりと法律上、捉えられなかったのではないかというふうに推測をしております。現状、そのようなことなのかなというふうに考えております。以上、資料5の説明でございました。

続きまして、資料6をお願いいたします。これまで御説明させていただいたことを捉えまして、本日御議論いただきたいことを、たたき台というんでしょうか、論点として御提示させていただきたいと思っております。

まず、私人委託制度の見直しにおいて、指定代理納付者制度との関係をどう考えるかということでございます。私人委託制度のまず性質をまとめて書かせていただいておりますけれども、私人委託制度は現金による収納を想定しておりまして、受託者が収納した時点において、納入義務者による効果が及ぶというふうにされておりまして、例えば、納税証明書などの地方公共団体の収入の完納を証する証明書の発行を即時に行うことができるというふうに運用されているところであります。

一方、クレジットカードサービスなどは、後払いということもございまして、一般的なクレジットカード利用規約におきましても、サービス利用者が決済サービス事業者に支払いをするまで、購入した商品の所有権が決済サービス事業者に留保されるという取扱いにされておりまして、そのような形で、取りっぱぐれがないような担保措置が約款に定められていることもあります。そのような実態がございまして。

このような実態などを踏まえると、併せて地方公共団体の歳入を確実に担保する観点を踏まえますと、地方公共団体の公金の納付の方法として、納入義務者がクレジットカードなどの決済サービスを利用する場合、私人委託制度の一般的な納付の効果と同様に、クレジットカードサービスなどの決済サービスを使用した時点において直ちに納付があったと取り扱うことができるのかという懸念があるということでありまして、決済サ

ービス事業者が地方公共団体に納付をした時点において納入義務者による納付があったものと取り扱うことのほうが妥当なのではないかという提示をさせていただければと思います。

2 ページをお願いできますでしょうか。続きまして、指定代理納付者制度についてあります。私人委託制度に対しまして、指定代理納付者制度につきましては、指定代理納付者から地方公共団体に対して納付があったとき、納入義務者から指定代理納付者等に対して納付の委託があったときに遡及をして納付の効果が及ぶこととされておりますので、指定代理納付者からの納付があるまでの間、地方公共団体に対する完納を証する証明書の発行はすることができないという運用がされております。当然に、納付があれば、納税書の証明書を発行することができることとされています。

仮に納入義務者から指定代理納付者に対して納付の委託があった時点において即時に納付の効果を及ぼすためには、後納における未納等のリスクをあらかじめ制度上なり運用上担保しておく必要があるのではないかと考えておりますし、一般的な決済サービスの取引のスキームなどを踏まえますと、そのような担保措置を設けることは少し困難なのではないかというふうに考えておるところでございます。

これらのように、それぞれの制度におきまして法的構成が異なるであるとか、それぞれメリット・デメリットがあるとかということでございますので、これらの制度に関する見直し、私人委託制度の見直しをする際には、一定程度切り分けて整理を進めさせていただければどうかというふうに考えておるところであります。

引き続きまして、3 ページをお願いできればと思います。指定金融機関との関係であります。指定金融機関制度は、法令上の明確な位置づけはないものの、預金制度を前提としていることは明らかだということでございますし、これは私人委託制度と切り分けをして制度を見直す、検討していくということではいかがかというふうに考えております。

一方、指定金融機関制度が創設された時点から、現状においてかなり為替取引サービスが拡充をしてきている現状もございますので、そのような現状を踏まえまして、口座振込等の制度化を検討していくべきではないかというふうに考えられるのではないかと考えてございますし、その場合、地方公共団体の事務の合理化とか、金融機関の負担軽減といったことの要請もございまして、そういったことを踏まえて、どのような制度化が図られるかということが考えられるかということを提示させていただければと思います。

最後、資料7でございます。当面の研究会の進め方ということでございまして、前回お配りさせていただいた資料をちょっと修正させていただきつつ、改めて御提示をさせていただくものであります。

1ページは前回と同じということでございますので、2ページのほうを御覧いただきまして、本日、公金の収入・支出手続の見直しの方向性について、それぞれの制度の運用などを踏まえまして説明をし、御議論いただくこととしております。次回以降、私人委託制度の具体的な見直しの案を御提示させていただきながら議論を深めさせていただければというふうに考えておるところでございます。

説明は以上でございます。御議論いただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

研究会の進め方において、今日、それぞれの制度の違いを明確にさせていただいて、次回につなげるということだと思っておりますが、この整理についていろいろと意見を頂戴したいと思っております。どなたからでも結構でございます。どうぞ御自由に御発言を頂戴できればと思っております。いかがでしょうか。

片桐先生、まず、前回の御指摘もありましたことから、事務局で指定金融機関制度について御説明いただきましたが、このような制度の理解、割り切りでよろしいでしょうか。その辺について御意見をお聞かせ下さい。

○片桐構成員 ありがとうございます。実は『月刊 地方自治』のほうに、私の考えているところを若干書かせていただいたんですけども、基本的には、事務局の理解と相違はないというふうに思っております。

その上でなんですけど、まず1つ目は、先ほど実は口座振込に対応していないということがありましたが、それはそれでちょっと驚くべきことだったなと思っております。口座振込の対応は、まず、ベースラインをきちんと整えるという意味で、ぜひ御検討いただければと思っております。

その上でなんですけど、やっぱりボトルネックになるのは、むしろ納付書の処理をどうするかなんだろうと思っております。納付書の処理を電子化することをどういうふうに展望するのかというのが、実は大きな論点なのではなかろうかというふうに思うんですね。みなさんが、スマホ決済とかが結構便利そうだと思っているのは、やっぱりQRコードのようなものによるところもあるのだらうと思っていて、だからその辺をどう考えるか

が論点になり得ると考えます。

あと、私人委託は、なかなか制度が難しく、整理の方向というか、切り分け方は事務局がおっしゃられたとおりにかなと思うんですけど、最後の最後、いつもよく分からないなと思ってしまうのは、何で収納を私人委託すると、現金しか扱えないのかがやはりよく分からない。確かに決済の仕組みというか、リスクの配分の仕方が違うから違うんだって言われればそうかなとは思いますが。私人委託が現金しか扱えないということだと、私人委託の制度は、現金でどうしても納めたい人のための窓口を多様化するという点が重視されていて、その利便性はそれで追求するというイメージなのではないでしょうか。ちょっとよく分からないので、この辺をもう少し議論が深められたなというふうに思います。

すみません。長くなりましたけど、私のほうからは以上です。

○高橋座長 今の御質問について、事務局いかがですか。私人委託の現金主義というようなお話ですが。

○渡邊理事官 先ほどの御説明で、現金を前提としているというふうに御説明させていただきました。実際、過去の運用は現金ということであったらと思います。使用料、手数料とか、窓口業務を、委託があって、その上で、収納についても徴収についても、併せて委託をした上で、窓口事務の効率化というんでしょうか、住民の利便性を、より住民の近いところでサービスを行うことができる環境を整えているという意味で、私人委託制度があったんだということがまず前提としてあるんだと思います。

その上で、平成15年に、コンビニ収納というんでしょうか、税金の収納事務が追加されたことで、コンビニ収納がかなり普及されたことによりまして、本来的な制度の目的というんでしょうか、そういったものがちょっと変遷しつつ、変わりつつあるというのが、現在の運用なのかなというふうに思っております。

その上で、現金をそれまであくまでも追求するかというと、クレジットカードサービスとか、ペイメントとか、そういったものの可能性も考えていくという方向はもちろんあるんだと思います。

ただ、その場合、後納の取扱いをどうするかということは、何らかの対応というんでしょうか、担保措置というんでしょうか、そこは検討せざるを得ないのかなと思っております。今は運用のほうが先として、現金を前提として運用してきているものですから、コンビニにおいて収納した段階において、領収印を押すであるとか、証明書を発行する

とか、レシートを発行するとかという取扱いをしているんですけども、そうすると、現金だからこそこできる対応なんだということだと思ひまして、その実際の運用とクレジットカードサービスとかの実際のスキームとか、どうバランスを取っていくか。そこに課題があるんだと思ひております。現金じゃなきゃいけないということはないと思ひますが、後納による決済サービスを前提とした運用をどう考えるかといったときに、課題はいろいろあるんじゃないかというふうに考へております。

○片桐構成員 どの時点で収納されたことになるか、それによってリスクの配分が変わってくるというのはそのとおりで、それをどう考えるかというはおっしゃるとおりだと思ひる反面、結局、私人委託の場合であれば、最後は、委託先のコンビニなりから、指定金融機関に振込なりの送金をしないといけないわけじゃないですか。その部分はその部分で事故があるということももちろんあるわけで、だから、リスクといつても、結局、どこの部分にどういふふうに重みをつけて、どういふふうに評価をするかなということなのかなというふうにも思ひたりもします。

他方で、領収書とかをどうするかというのは、結局のところ、最終的に書面で証拠をやり取りするというフローをどう再構築するかという問題なのだろうと考へます。これは先ほどの納付書にも通ずるお話で、それを含めて電子化ができればいいのではないかという気もします。要するに、今すぐに領収書が欲しいというのは、結局のところ、例えば、納税のときに使いたいとかという御希望があるんだろうと思ひんですけど、それも結局、電子証明でいいということになれば、どうしてもという人はそれほどはなくなつて、結局、自治体の公共団体の窓口でやっていただければいいねみたいな、そういう話に、あるいは指定金融機関でやっていただければいいねとかという話になるんじゃないだろうかという気もしなくもないところです。

ただ、そこまで話が大きくなつちゃうと、なかなか作業が大変という感じもしなくはないので、今回はその手前のところで見送るというのもありかなというのはちよつと思ひました。

すみません。私のほうからは以上です。

○高橋座長 今のご発言にさらに事務局、コメントありますか。

○渡邊理事官 1点だけお話しさせていただければと思ひんですけども、証明書をどの時点で発行できるかということは、結構、運用上、地方自治体のほうでお困りのところがあるようでして、というよりも、証明書を受け取る側がどのように証明書の信憑性とい

うんでしょうか、完納性を求めているかということで、受け取り側のほうが完納を証明する証明書じゃないと受け取れないというような受け止めがあるところがございます。銀行の融資とか、そういったものについては、完全に税金が払われていないと証明書として受け取れないというような運用がされているということがあります。

なので、利便性を考えれば、先生のおっしゃるとおりでございますし、電子化によりまして即時に何か証明するとか、そういう情報を提供するとかというやり方は、やっていくということはもちろんだと思うんですけれども、実際の運用として、証明書の効果がどうなのかということ、一定程度考慮する必要もあるのかなというふうに思います。

○片桐構成員 そうですね。おっしゃるとおりだと思いますが、結局のところ、自治体とか、公共団体だけじゃなくて、社会がどう電子化するか、DXに向かっていくかというところなんでしょうね。

すみません。私の感想は以上です。ありがとうございました。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

引き続き御質疑を頂戴したいと思います。前回の宿題について、もう1点ございましたが、小西先生どうですか。事務局の整理につきまして、何かコメントがあれば、頂戴したいと思います。

○小西構成員 ありがとうございます。公営企業の件、調べていただいてありがとうございました。

今日の資料、公営企業の関係の資料については、また後ほどじっくり拝読させていただきます。直接は関連しないことなんですけれども、結局、私人委託制度を使いやすいものにしたいということでの地方公共団体の要望があるということ、議論の中で総務省の側から伺ったんですけど、その辺り、具体的にどういう要望なのかというのは把握されていらっしゃるんでしょうか。単により使いやすいものにしてほしいということ以上に、こういうことをしてほしいということがあれば、教えてほしいというのが1つ目です。

それから、今日の御整理で、指定金融機関の制度及び私人の委託制度と、指定代理納付者制度との違いを私のような素人にもよく分かりやすく整理していただき、ありがとうございました。その上でですけれども、私人委託制度というのは、基本的には地方公共団体の手足の拡大の問題で、指定代理納付者制度というのは、基本的には国民、住民の側の手足の拡大の問題である、したがって、前者のリスクは地方公共団体が取って、

後者のリスクは基本的には住民の側が取るとというのが自然なのかなと思いましたが、
こういう理解でいいのかどうかというところを教えていただければと思います。

以上です。

○高橋座長 今の点につきまして。

○渡邊理事官 まず、1点目の自治体の具体的なニーズというんでしょうか、要望の趣旨
ということでございますけれども、昨年の分権提案で寄せられた御要望などを見ますと、
現在、私人委託制度が歳入を限定して、特定された歳入について私人委託制度が認めら
れているということがございますので、歳入の特定につきましては、自治体の裁量に任
せてもらいたいというのが自治体からの御要望であります。今、自治令158条である
とか自治令158条の2とか、個別法、資料2のほうでいろいろ条文など掲げさせてい
ただいておりますけれども、このように法律または政令に特別な定めがある場合に限っ
て私人委託制度ができるということでありますから、歳入の限定を取っ払ってもらいた
いというのが自治体の御要望というふうに承知をしているところであります。

2つ目に、私人委託制度と指定代理納付者制度の最終的なリスクが行き着くところと
いうんでしょうか。そこは先生のお考えでよろしいのかなと思っております。それぞれ
の制度が誰の委託なり誰の委任に基づいて行っているか、その委任者が最終的なリスク
を負うという整理でよろしいのかなというふうに考えております。

以上です。

○小西構成員 ありがとうございます。

○高橋座長 どうぞ。続けてもしあれば。

○小西構成員 失礼します。であるとすると、まず、前者の点については、やはり公営企
業のような仕組みを地方団体は望んでいるという理解になるのか、確認です。

それから、今のお話を伺って、私人への委託制度の仕組み、例えばですけれども、地
方税共同機構が用意している仕組み、これの活用は考えられるのかということですね。
企業において、この仕組みがかなり利用されやすくなってきたので、地方税共同機構で
税以外の公金を扱えるようにしてほしい、という要望がきているというふうに私は承知
しているんですけれども、これも部局をまたがってしまう話で恐縮なんですけれども、
もしこれについて何かご見解があればお聞きしたいと思います。

以上です。

○三橋行政課長 じゃ、私のほうから。まず、ありがとうございます。1点目の今の地方

団体からの御要望を踏まえて、どういうふうな法律レベルで、現在は私人への委託は原則を禁止して、法律または政令に基づくもののみ解除しているという仕組みになっておりますので、それを焼き直すといえますか、改正するとすれば、どういうふうにするかという、公営企業のような条文が参考になるんじゃないかという御指摘だと思いますけれども、もちろんそういうことも含めて、これはどういうふうな私人の委託制度を考えるかということで考えていきたいと思えます。

ただ、今、るる申し上げましたように、今の私人委託制度の中でも、様々な決済主体が複雑に構成しながら決済のやり取りをしておりますので、それに対する今の私人委託制度だと、非常に限定的な費目ということでもあることもあって、何か管理するというふうな体制じゃなく、限定的になっておるところがございます。

したがって、私人の委託制度を原則で禁止で例外解除ということから自由にできるということにするためには、どのようなことを逆にそれに伴って整備しなきゃいけないかということと併せて考えるということだというふうに思えますので、それはまた次回以降、我々も具体的な材料を提示しながら、御議論いただければと思っております。

それから、2点目の地方税共同機構を使えないかというような御指摘だというふうに思えます。実は、地方税共同機構は、徴収ではなくて、収納という事務に関しまして、あくまでも収納という事務に関しまして、個別に今まで例えば企業で納めています地方法人事業税でありますとか、それから、特別徴収しております従業員の住民税とか、そういうものを一つの企業がたくさんの自治体に振り分けて納付するのは大変ですので、地方税共同機構というのを設けまして、そこでe L T A Xというシステムをつくりまして、そして、企業がe L T A Xに納付すれば、それぞれの従業員の、例えば、住所の自治体とか、それから、事業税を納めなきゃいけない自治体に振り分けてくれる。そういう仕組みでスタートしておるものだと理解しています。

そういうものを活用して、税は税の費目として、振り分けが必要でない個人の納付についても、そういうものを、地方税共同機構を活用できないかと。さらに、個人が振り込む場合には、先ほどの片桐先生のお話もありましたけれども、やはり振り込まれたものというのは、誰のどの費目に対する納入なのかというのが分からなきゃいけないので、それを分からせるために、統一QRコードを地方団体間、そして、納める事業者も含めて、統一的に分かるQRコードというのを地方税共同機構が開発をして、そして、地方税共同機構を通じて納付させようという仕組みで検討が進んでいるというふうに

思っております。

これは、まだ個人の納める地方税については、これから税目を拡大していこうという流れにあって、さらに、QRコードの利用もこれからという形で準備をしているというふうには伺っておりますが、これから施行されていくんだらうと。

小西先生の御指摘は、そういうものをさらに活用できないかというお話の趣旨なんじゃないかなと思いますけれども、それももちろん検討の俎上には、私ども、自治税務局とも協議をしたり、どういうふうな課題があるのかということを検討したりはしておりますが、まだまだ様々な課題というのがあるんだらうというふうに考えているところでございます。

例えば、地方税共同機構という主体は、あくまでも税を扱う主体として法律上規定されておりますので、そういう組織という形でもあるということと、公金の振込となりますと、税以外にも、先ほど一覧表でいろいろな反則金なんかも含めまして、保育料とか、様々なものがございまして、いろいろなものがありますので、そういうものはどういうふうに整理していったらいいのかということも含めて、様々な論点を整理しなきゃいかんかなというふうに思っているところでございますし、あと、決済ルートについても、各地方公共団体の今築いておりますそれぞれの私人委託とか、それから、今は指定代理納付者制度ですけれども、今回、指定納付受託者制度に転換するにしても、それぞれの自治体の行ってきた納付決済方法がございまして、そういうことの整合性というのもよく考えなきゃいかんという形で、実は結構、部局間ではいろいろな議論はしておりますけれども、今現在のところは、それを具体的にまだすぐに出せるということではないということでございます。

すみません。長くなりました。

○高橋座長 どうもありがとうございました。そういう段階だそうです。その段階で、今、何ができるかという話だと思いますが。

○小西構成員 ありがとうございます。ちょっと先走ったかもしれません。失礼しました。

○高橋座長 いえいえ、とんでもないです。どうも御指摘ありがとうございました。全体像を把握する上では重要だと思います。

いかがでしょうか。整理についての御質問と、それから御意見等、頂戴できればと思います。建部先生、いかがですか。リスク分担の視点について、私法上の観点から何か

御指摘あればと思いますが。

○建部構成員 すみません。ごめんなさい。ちょっと今、周りがうるさくて、ごめんなさい。一言ちょっとお断りさせていただきたいんですけど、いろいろと子供の影が映りますけど、熱を出したのでちょっと同席させていただきます。すみませんというのをお断りさせていただきたいのと、今、話を伺っていて思いましたのは、私のクレジット会社と加盟店との関係というものの理解が甘かったんですけども、しかしながら、領収書交付の点で、普通、消費者というものは、クレジット決済したお店で、クレジット決済できた段階で領収書は払ったからもらえるものだと思うんですけども、その一方で、先ほど見た、いつ領収書を発行できるかという観点から見たのと、あと、資料3を拝見させていただいて、どうも地方公共団体と通常のクレジットカードの加盟店との間で、未払い、いわゆる例えば、不正利用であった場合のリスクとか、あと、アクワイアラーが資金を回収できなかった場合のリスクとかが、どうも契約上、通常の加盟店と同じような仕組みになっているのか、もしかしたら、地方公共団体のほうにちょっと不利な契約内容になっているのかなと、先ほどの資料を拝見していて思ったのが1つあります。

結局、アクワイアラーがイシューなどからお金を回収できなかった場合のリスクは地方公共団体が負うといったような契約内容を先ほど拝見しました。そういったようなことがありますと、結局、領収書、いつ支払いがあったのかということ、確実に支払いがあったのかという時期も変わるのか。今、ちょっとごめんなさい。今、ちょっと考えがまとまらないんですけども、ただ、加盟店とクレジット会社との契約内容と、地方公共団体といわゆるクレジット会社との契約内容がちょっと違うのかなと。その辺、教えていただければなと思ったのが1点あります。

あと、もう一つ、未払いのリスク、契約内容は分かったんですけども、基本、どこかが破綻したときに、契約では意味がなくて、結局、もっとほかの債権者に先立つ手段というものが用意されていて初めて民法上は担保が取れたと言いますので、契約にリスク分配の話があるからといって、それだけで誰かが破綻した場合のリスク回避にはならないというのが1点、ちょっとお伝えしたいところではあります。

すみません。ちょっと雑駁なお話となりまして。

○高橋座長 いえいえ、とんでもない。貴重なお話です。事務局、いかがでしょうか。何か違うのではないかという話ですが。

○渡邊理事官 ちょっと私の認識としては、基本的には、通常のクレジットカードスキ-

ムに地方公共団体が入っているというふうに理解をしていたんですけども、また自治体のほうとか実際の契約の例とか、他の一般的なクレジットカードの約款みたいなものを確認させていただきたいと思います。

○三橋行政課長 補足しますけれども、今のお話は、普通、お店でクレジットカードを利用した場合には、カード支払いの明細書と併せて領収書を発行される場合が多いんだろということだと思います。ただ、自治体の場合、税の納付証明書というふうに出すとなりますと、実際にクレジットカード払いは後払いでございますので、後払いをした後に実際には自治体に収納されるということになってきますので、お店でクレジットカード会社の決済をした、あるいは支払ったという証明書は出せたとしても、実際の納入時において発行すべきものというのは、自治体の名前で発行できるかということだと思いますので、そこが今のクレジットカード払いでどうなっているかということにはもう少し実例を増やして、確認してみたいというふうに思います。

○高橋座長 担保の話はどうか。

○三橋行政課長 担保の話は、未納の場合の契約で定めただけでは意味はないといえますか、正確な担保にならないということだと思いますけれども、それはまさにそのとおりだと思います。ですので、契約でこういうふうなリスクがあるということ、あるいは徴収、損害賠償義務ということを書いたとしても、結局、破綻していたらそれを回収できませんので、そこはおっしゃるとおりだろうと思います。

指定納付受託者制度の際には、これはもともと支払い義務のある者からの納付の委託という構成になって、先ほどの小西先生のお言葉を借りれば、支払う側の手足としての構成でございますので、仮にそういう指定納付受託者が破綻した場合には、結局、支払ったというふうに支払い義務者が認識をしていますが、破綻してしまったということは、逆に言えば、自治体から見れば支払っていないというふうになりますので、改めて支払う側のほうに徴収に行くというふうなリスクになる。そういうことは法律上、きちんと規定されているので、そういうリスクを前提とした法律的な規定があるということにはなると思います。ただ、その場合の今度は納付者のほう、支払い義務者の資力があるかどうかということになってくるだろうというふうに思います。

○高橋座長 建部先生、担保の概念について御説明いただけますか。

○建部構成員 概念というか、担保というのは、結局は契約等で生じた債権を債務者が支払わない場合に強制的に取り立てるための手段ですし、また、債務者が破綻して、結局、

全ての債権者に対して支払う資力が無い場合に、誰が最もその中から優先的に自分の債権を回収できるかといったような意味で、よく私も授業で使いますし、担保物件、担保法といったような場合にはそういう意味で使うので、結局、こんな事故が起こった場合にはこういった責任をどの当事者が負うのかということを決めた上で、では、その責任を負う当事者の責任内容を最終的に実現するために、お金がない場合に、いろいろ債権者がいますけれども、その債権者の中で一番優先されるために用いられる手段が担保といったような言い方をよくします。

○高橋座長 それは契約で定められるんですか。

○建部構成員 契約の当事者の関係だけですので、ほかの契約関係にない、ほかの、いろいろとAさん、Bさん、Cさん、DさんがEさんに対していろいろ債権を有している中で、AさんがB、C、Dに自分がその中で一番最初に債権が回収できるんだと主張するための手段。契約で定められるのは、あくまでも当事者間がいかなる責任を負うかであって、その責任を実現するに当たって資力が足りない場合に、ほかの債権者、ほかの権利者よりも私は優先するんだと言うための手段として、結局、破綻した場合に一番先に自分の立場が確保されるんだという場合に、担保というのを使います。ですから、ちょっとごめんなさい、私の担保の用法がほかの先生の方と違っていて誤解を招いてしまって申し訳ないんですけれども、結局、契約だけでは優先されない。契約だけでは、結局、破綻した場合にどうにもならない。いわゆる事故が起きた場合、損害賠償が請求できるからといって、加害者に資力がなければどうしようもないよねという話になってしまうのと同じで。

○片桐構成員 すみません。ちょっとよろしいですか。

○高橋座長 どうぞ。

○片桐構成員 令和3年改正後の地方自治法の231条の4の第1項で手当てがされているのではちょっと足りないという御趣旨ですか。私、その辺がよく分からないので、ぜひ教えていただきたいんですけど。

○建部構成員 私、そこまで、勉強不足で申し訳ないんですけれども、ですから、破綻した場合に、地方公共団体が一番優先されるような地位に立っているのか立っていないのかというのは——ありがとうございます。そうです。結局、地方公共団体がまだお金が、私人委託しても、まだ自分のところにお金が入っていない段階で相手方が破綻してしまった場合に、それは自分のお金だから、自分に優先的によこせという手段があるのかな

いのかといったようなお話です。

○三橋行政課長 まさにその話でいきますと、私人委託制度については、歳入確保を要する措置はないわけですね、今。ないんです。ただ、今御指摘ありましたように、改正後の私人納付受託者制度においては、地方税や分担金等につきまして、指定納付受託者が完納しないときには滞納処分を行うことができるとなっておりますので、法律上、明確に滞納処分を行う規定があるものですから、そこは一つ法律上の担保措置といえますか、滞納処分を行えるという措置が設けられていると。その違いはございます。それが十分かどうかという議論ももちろんあると思いますけど。

○片桐構成員 先取特権もあるんですね。

○高橋座長 先取特権はありますか。

○渡邊理事官 ございます。国税、地方税の順にという。

○片桐構成員 そうですね。231条の4の第1項が先取特権を定めている。こういう手当てのことを建部先生はおっしゃられているという理解でよろしいですか。

○建部構成員 そうです。

○高橋座長 そういう話だと思います。

○片桐構成員 でも、これで十分かということですよ、考えなくちゃいけないのは。

○高橋座長 重要な御提起をいただきました。多分、そののところもしっかり考えろという御指摘だったと思います。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。御指摘を賜ることができればありがたいと思いますが。

石川先生、いかがですか。何か御指摘あれば。

○石川構成員 指摘というよりも、そもそもの論点について、幾つか教えていただきたいと思いました。先ほど片桐先生が言われていた、確かにそうだなと思ったのが、納税証明書とかデジタル化すると、非常に利便性が上がるなということをおっしゃられていました。今後の当面の進め方は、デジタル化の進展等を踏まえというところが、頂いている資料の7の1の、1番目に上がっているんですけども、そういう利用者というか、国民とか地域住民の利便性を考えた上で方向性を議論されていくのでしょうか。それとも、先ほど費用が限定的というか、私人委託制度は法令上の根拠がある収入に限られているということで、限定的であることについて理解をしたところですか。これを広げるといふことを想定して進められるのか。

そうであるとする、やはり利便性ということよりも、むしろこれまで自治体側のほ

うで例外的に対応されてきたであろうこと、その辺りを何か一本化するという方向性を考えればいいのかという、その辺りをもう少し教えていただきたいです。あるいは、それも含めて議論されたいということで、取りあえず今日のところはいろいろな議論を出していけばよいのか、論点をもう少し教えていただけないかなということをお話を伺っていて思いました。

○高橋座長 作業の環境というか、そもそもの問題はどこにあるのか、そういうことをもう一回整理してくれというお話だと思いますが。

○渡邊理事官 本研究会の目的は、先生も御指摘いただいたように、昨今のデジタル化とかの進展を踏まえて、地方財務会計制度がそれにマッチアップしてないんじゃないかという問題点からスタートしております。そもそも社会全体の要請ということでございますので、それにはもちろん住民のニーズというんでしょうか、そういったものは当然に概念されるというか、含まれるものだと思いますから、当然大きな視点の一つとして住民の利便性というのはもちろんあると思いますし、利便性を図る観点から、公金の取扱いの幅をどうするかとか、それを大前提として、見直しなり御検討いただきたいと思えますし、御議論もいただければというふうに思っております。

私人委託の検討の方向性でありまして、先ほど歳入を広げるという方向で検討されるのかということはありませんけれども、自治体のニーズもそこにあるというふうに我々承知しておりますので、まず、そういうことができるかどうかということを考えさせていただきたいと思えますし、その際、受託する人にどのような制限をかけることとなるのかとか、チェック機能とかリスクといったものをどう捉えるかということは考えていくということだと思います。

その際も、やはり歳入の幅を広げるということは、住民の利便性ということにもつながってくると思えますので、そういった観点からも検討させていただくということかなと思っております。

○高橋座長 よろしいでしょうか。

○石川構成員 分かりました。ありがとうございます。

○高橋座長 それでは、ほかの先生方、いかがでしょうか。

○片桐構成員 ごめんなさい。もう一点いいですか。いっぱいしゃべっちゃって本当に恐縮なんです。

○高橋座長 いえいえ、全然まだまだ大丈夫です。

○片桐構成員 うまく言えないんですけども、もやもやしている感じがあって、先ほど建部先生の、領収書がクレジットカード払いの場合に出せないんだという話は、それは先ほど来ずっとおっしゃられているように、クレジットカード納付というのは、基本的には、納付する側が納付を委託するという構成になっていて、アクワイアラー等が基本的には収納権限を持っていないので、収納行為ができないから、収納しましたという証明書が出せない。領収書というか、収納権限を確保できないということの裏返しなんだろうと思うんですね。

収納権限が行使できるのは、私人委託もそうなんですけど、指定金がそうでした、国の場合は、これ、日本銀行の歳入代理店が各地にあるものだから、ATMでそこに支払っちゃえば収納したことになるのですよね。地方公共団体の場合は、全国各地の金融機関を指定しているわけではないので、結局、ATMで払っちゃえばいいじゃんという話にならないのですよね。だからペイジーみたいなシステムができるし、ペイジーになっていても、指定金だとかその手のやつの金融機関にならない限りは、そういうふうにはできないという話になっているんだと思うんです。

ここの部分が広がれば、もうちょっと話が変わってくるんじゃないかというふうに思われるんです。口座振込を整理したほうがいいというふうに申し上げているのはそこも関わります。ペイジーみたいな大きなシステムをつくらなくちゃいけなくなるというのもこの点に関わりますよね。

それから、クレジットカード納付との関係で、資料のどれでしたか。アクワイアラーの図があったやつがあるじゃないですか。3か4か。

○渡邊理事官 3です。

○片桐構成員 3。ちょっと気になっているのは、この最後の5ページのやつなんですよ。渡邊理事官が書かれた『月刊 地方自治』の解説でもそうなっているんですけど、今回の指定納付受託者制度への切替えに伴って、受託者として指定できるのがアクワイアラーを中心としているんだという解説があるやに思うんです。そうすると、この図でいうアクワイアラーじゃない主体については、公共団体としては受託者に指定しにくいのではないかという気もしています。例えば、Yahoo! 公金支払いとかは、このふるさと納税サイトで本当は当たっていたんだと思うんですけど、公金取扱いができなくなるのではないかと、という懸念があるようにも思うんですよね。

2つあって、1つは、決済代行会社です。これは、情報のフローだけを取り扱ってい

る場合もあり得ると思うんです。つまり、この図の⑫と⑬のフローがアクワイアラーから直に地方公共団体に行っちゃうというフローだってあり得ると思います。そのような場合に、そういった決済代行業者を指定できるのかという問題をどうお考えでしょうか。

他方で、それが指定できるんだとすると、そのような決済代行会社にはお金が流れていないので、地方自治法の新しい規定も含めて、もろもろの担保措置等が意味を失ってしまうんじゃないかという懸念もあります。そのところはどうかお考えでしょうか。

○高橋座長 まず、大きい話、視点からいえば、がらがらぼんするんじゃないかという御指摘が、それからもう一つ。どうぞ。

○三橋行政課長 まず、最初の指定金融機関、国税とか国の仕組みとの違いの対比で、地方公共団体の場合は、指定金融機関、それから指定金融機関から委託を受けて収納代理機関というのもございます。それを各地域で、指定金融機関、収納代理機関まで収納機関を広げていって、そこに収納すれば、取りあえず納付義務者は自治体に納付したとなるわけです。ところが、それは各地域ごとに決まるものですから、指定金融機関は都道府県、指定都市で1つですし、それから、収納代理機関も、それぞれの自治体が指定金融機関との間で取決めで決めているものですので、当然、限定がかかるということです。

それを、逆に言えば、どんどんどんどん広げていけば、極端に言えば、国内の全金融機関と、それから、国内の全地方公共団体が収納代理機関を全て指定金融機関を通じて収納代理機関をカバーするというふうになれば、どの金融機関に行っても支払って、それは当該自治体に対する支払いとして認められるというふうな世界もできなくはないということなんだろうと思います。

ただ、その場合に、まさに片桐先生も御指摘ありますように、今までそれができなかったのは、やはり誰が支払ったか分からない。自治体にとっては、誰が何の科目で支払ったのか分からないと。着金は確認できていても、その着金が一体何なのかが分からないというところがあって、それが一方で納付書だったり、あるいは支払い科目に対する情報をやり取りするという手法がなかったので、恐らくできていないということなんだろうというふうに思います。

これがまさに全金融機関を収納代理機関にして、お互いそれが自治体も金融機関同士も、そういう協定になるのか、あるいは、誰かがそういうことをやるようなプラットフォームをつくるのかというのがありますけれども、そういうふうにして、今言われています口座振込までできると。あるいはATMで振込までできるというふうになれば、振

り込むことは可能になりますが、そこで着金が分かったら、その着金は何なのかということを経験としてやり取りするための仕組みがもう一個必要になってきている。それをどうするかというところがなかなかなかったので、今そういう仕組みは現にできていないと。結局、口座振替しかできていないということなんだろうと思います。

今日の実は資料5の10ページ目のほうに、今回、私ども、片桐先生の御指摘を踏まえまして、そもそも何で自治法は口座振込というのを認めていないんだろうということ、かなり遡っていろいろ調べたんですが、やっぱりさっき冒頭に渡邊理事官からお話ししましたように、昭和38年に指定金融機関制度や地方公共団体の財務会計制度がかなり整備されたときには、日本の金融機関相互の決済システムというのはなかったところ、その10年後にでき始めて、それから拡充していっていると。今、10ページの我が国の経済取引の基盤のところの一番最後のところにあるんですが、これ、確認しなきゃいけないんですけども、2018年からは、企業間の振込電文に必要な情報、支払番号とか請求書番号なども添付可能にするようなシステムも稼働し始めているというふうになっていますので、こういうものが果たして使えるか使えないかというのを、ちょっと我々、研究しなきゃいかんというふうには思います。

それから、もう一つは、さっきありましたように、地方税共同機構が今一番税が進んでいるんですけども、自治体間で共通のQRコードを発行して、それは税だけじゃなくて、理論的にはQRコードを自治体間で統一した規格をつくれれば、税以外の公金についても応用することはシステム上は可能ですので、それをペイメント事業者とか、それから、クレジットカード会社もそうなんですけれども、発行することによって情報のやり取りを円滑、スムーズにして、オンラインでもスマホでも決済できるというふうなところまで行けば、かなり進んでくるんだろうと思います。

○片桐構成員 ペイジー用のQRコードが出ているじゃないですか。それだと駄目なんですか。

○三橋行政課長 すみません。ちょっとそこはなぜ地方税の世界もペイジー用のQRコードを使わずに独自QRコードを開発したかというところがあると思うので、そこはちょっと即答できる材料は持っていませんので、ちょっと調べてまたお答えさせていただきたいと思います。

○片桐構成員 分かりました。

○高橋座長 あと後半の……。

○渡邊理事官 2点目の指定代理納付者であるとか、指定納付受託者の指定先のことでお答えさせていただければと思います。まず、今回資料を作らせていただいたのは、指定代理納付者制度についての実際の運用の例ということでありまして、指定代理納付者制度は平成18年にできた制度でありまして、当時、決済サービスという、クレジットカードサービスが中心であったということと、資料3の1ページにございますように、さらにクレジットカードサービスが中心であったということと併せて、イシューとアクワイアラーの機能がまだ分化していない運用がされていたという前提で、制度をつくったという背景があります。

その後、イシューなりアクワイアラーが分化するとか、決済代行会社が入ってくるとか、そういうように機能分化をして、それぞれ役割分担をしてやるという運用が出てきたものですから、当初は1つの者があることを前提とした制度だったんですけど、このようにプレーヤーが複数出てくるということは想定していなかった制度ということでありまして、その際、どこを地方公共団体は指定すればいいのかというところに、運用上の疑義なり、運用上の違いが出てきたという現状があります。

実際、言うように、アクワイアラーなり、そういったところを指定するということが原則なんだと思いますが、決済代行会社を1つ指定すると、複数のアクワイアラーと取引をしている場合、1つを指定すれば、幅広い決済システムを受けられるというメリットがありますので、どちらかという、決済代行会社が窓口となって、地方公共団体に営業するというんでしょうか、働きかけをするという拡大をしてきた経緯もございますので、制度の目的、趣旨とは違う形で運用が進んでしまったという現状はあるのかなというふうに思っております。

一方で、今回新しく指定納付受託者制度というのをつくらせていただいて、指定納付受託者に納付の事務を行わせるとした上で、納付の事務をまた別の第三者に委託をすることができる、再委託をすることができるという制度とさせておりまして、複数の者が存在することを前提とした制度として再構築をさせていただいたところでありまして、そこは前回の制度の反省点を踏まえて改正させていただいたんですけれども、その上で、誰に指定をすればいいのかという原則として、クレジットカードサービスにつきましては、アクワイアラーを指定して、その上でイシューなり決済代行会社に納付事務の委託をするという構成を取っていただいた上で、アクワイアラーを指定していただくという運用が望ましいということで、通知などでその考えを示させていただきましたし、恥ず

かしながら、私の拙稿のほうでも、その旨記述をさせていただいたというところであり
ます。

なので、実際はアクワイアラーを指定していただくように、地方公共団体のほうには
要請させていただいていると。新しい制度においては指定していただいているという
ところでございます。

○片桐構成員 私の居住地の周りでも、本年度に入って、令和2年度3年度で新しく指定
代理納付者制度を使い始めたというところがあって、その段階でもなお、決済代行業者
を指定している自治体もあるようなのですよね。なので、そのこの部分の趣旨はもうちょ
っと強調されたほうがいいのかという気がします。もしかしたら、決済代行業者自ら
がアクワイアラーになっている可能性もあるので、何とも言えないんですけど。

要するにこれ、取りっぱぐれというか、何かのリスクのときのために、資力がありそ
うなところを指定しましょうという考えもあるかと思うので、そうだとするなら、そう
いうふうにしたほうがいいのかよということは、もう少し助言なりを出されるほうがよさそ
うだというか、何か参考になる資料を出されるほうがよさそうだというふうには思っ
たりもしました。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

大きな方向性も示していただいて、どういう手順でそのような方向に持っていくのか
という話もこれからあるとは思いますが、いい御議論ができたと思います。ありがとうご
ざいました。

それでは、木村先生、いかがでしょう。

○木村構成員 いろいろ議論が進んでいて、どこからコメントしたらいいのかちょっと迷
ってくる場所なんですけれども、恐らく事務局が最初に御用意いただいた資料6の論
点に振り返って私も意見を述べたほうがよろしいかと思っておりますので、それについて申し
上げたいと思っておりますが、資料6の1ページとか2ページ、この辺りが今までの話の焦点
であるというふうに理解しております。

大まかに言って、私人委託制度と指定代理納付者ないし指定納付受託者制度という、
古い制度と新しい制度、古い制度をアレンジしたものと、全く新しい制度を築き上げた
部分とがあって、この両者をどう考えるかということで議論がなされきたというふうに
理解しております。事務局としては、両者別々に考えていくということで理解しており
ますし、それはそれで合理性のあることだと考えております。

指定代理納付という新しい仕組みについては、もちろん改善の余地はあるけれども、今回の法改正で導入された指定納付受託を含めて、今後、それぞれの制度を運用などで改善していくということになるでしょうし、その一方で、私人委託のような古い仕組みについては、新しい制度とのバランスをも考慮しながら制度設計を考えていくということになるのだろうと思います。雑駁に言えば、今のお話を拝聴していて、そういう方向性なんだろうと思います。

両者の違いとして、事務局がこだわっているのが、やはり領収書の問題ということで、これは確かに実務上も大きな問題だとは思いますが、先ほど来、話にも出ていますように、少しずつ世の中変わっているのかなという印象は受けます。すなわち正式な領収書ではなくて、クレジットカードの利用明細を領収書に代えるような動きが、民間、あるいは税の取扱いの中でも増えていると認識しておりますので、そういう動向を見ながら妥協点を探っていくのかなという方向感を持っています。

事務局のスタンスもよく分かるわけで、私なりの理解で言えば、事務局はやはり公金という概念をがっちり固めていて、公金の概念に当たらないものについては、つまりまだ公金になっていないものについては領収書を出さないという、伝統的なスタンスだというふうに理解しております。もちろんそれはそれで理にかなっているんですが、ただ、その一方で、先ほど議論に出ました、今回の法改正で導入された滞納処分は、まさに公金に準ずる扱いを、公金になっていないものについても認めているわけですね。これは国税とのバランスで認められたというのはよく分かるのですが、ある意味、公金でないと言い張る部分がある一方で、公金に準ずる扱いをしているところもあるわけで、そのように理解しますと、妥協点もあり得るのではないかと。領収書については、条件付きの領収書とか、つまりまだ公金になっていませんよという条件を付記するとか、それが銀行業界でどれだけ受け入れられるのか分かりませんが、そういう業界の動向を踏まえながら、妥協点を探っていくというのが一つの方向性なのかと考えております。

以上が指定代理納付や指定納付受託に関する話で、私人委託については、次回以降また素材を御提示いただけるということですが、私の方向感としては、前回申しましたように、私人委託に関する現行法は、それなりに合理性があって、正当化できると思います。が、これをより広げていく、歳入の費目をより広げていくというのであれば、従来の単純な徴収・収納業務とは違って、まさに公権力性のあるようなものも含んでくるわけですので、地方公営企業の場合とは違った要素が当然入り込んでくるというわけ

ですから、今までとは違う私人委託のスキームを立てていく必要があるだろうと思います。それは一概に答えが出るものではないと私は考えておりますので、そういったそれぞれの歳入費目の性質、複雑性とか、あるいは公権力的要素などを考慮しながら、より慎重な担保措置を取っていくということになるのだろうと思います。

ということで、一般解はなかなか示せないとは思いますが、そういった方向感で新しい納入の方法を認めていくのであれば、それなりに慎重な措置を今後、上乘せしていくことにならざるを得ないと思います。

今ここでまた担保という言葉を使って、建部先生あたりに怒られるかもしれませんが、今言った担保措置というのは、建部先生がおっしゃるような意味よりはラフな言い方をしているつもりです。つまり、滞納処分などを認めるという、最終的な取り立ての意味での担保ではなくて、もっと広く、もろもろの検査の権限とかを含めた、広い意味での公金管理の適正確保という意味での担保措置を付加することによって、場合によっては検査の権限を強めるとか、いろいろなグラデュエーションがあると思いますが、そういう措置を積み重ねることによって、私人委託の範囲を広げることに対応できるのではないかと考えております。

担保と言い出したので、ついでにフランスの制度について、一言だけ私の認識を申し上げますと、クレジットカードなどの利用はもちろんフランスでも広範に認められているわけなのですが、フランスではいまだにこういうクレジット会社、アクワイアラーとか決済代行者という位置づけになると思いますが、そういう事業者から金銭的な担保を取っているはずで、これはノミナルな担保なのですが、要するに、日本にいう指定金に準ずる扱いで、一定の国庫納付を事前に求めているわけです。

そういう例もあるわけですので、現金の事前提供という担保手段を含めて、もろもろの担保手段、広い意味での担保手段を積み重ねる、あるいは組み合わせることによって、私人委託の範囲を広げるということはある得るだろうと考えております。

以上です。

○高橋座長 どうも貴重な御指摘ありがとうございました。次回の議論に役立てることができると思います。ありがとうございました。

山本先生、いかがでしょうか。

○山本構成員 私、今日、授業で最初のほうを伺っていなかったのですが、あるいは初めに説明があったのか、あるいは次回以降の問題かもしれませんが、前回、私人委託というと

きに、収納の部分を問題にするのか、徴収の部分を主に問題にするのかという話があったと思ひまして、今日の資料の2はその辺りを整理していただいたものと理解したのですけれども、要するに、自治体からの要望も両方があるので、次回以降、両方見ていくとして、資料の6については、特に収納の部分について他制度との関係を整理したという、今日の話の趣旨ですが、そういうふうに理解してよろしいわけですね。

○高橋座長 事務局いかがでしょう。

○渡邊理事官 そのようなお考えでよろしいかと思ひます。その上で、徴収、賦課行為のような決定権も含めて委任できるのか、調定行為を委任できるのかどうかとか、そういった部分については、収納行為とは別の検討なりスキームなり、そういったものは一定程度必要なのかなと思ひております。そこはちょっとグラデーションをつけながら検討を進めていくべきだと思ひておりますし、具体的な考え方はまた次回お示しできればというふうに思ひております。

○山本構成員 分かりました。それは次回以降、そこを分けて議論していきますという御趣旨ですよね。了解いたしました。

本日の議論については、これ以上付け加えることは特にございません。証明書のところ、実務上は極めて問題になっていることがよく分かりました。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

○渡邊理事官 1点よろしいでしょうか。

○高橋座長 どうぞ。

○渡邊理事官 ちょっと証明書の話がございましたので、木村先生からもお話ございましたので、まとめてお答えさせていただければと思ひますけど、木村先生おっしゃったように、条件付きの証明書、これ、実は国税もそうですし、地方税のほうでも、これは指定代理納付者制度による納税証明書ですという注意書きを書いて発行しているという例はございます。ただ、それを自分たちの証明書として受け手がちゃんと受け取れるかどうかというところに問題がありまして、それは片桐先生も御指摘あったように、社会全体としてデジタル化が進むかどうかとか、一般的な意識がどこまで醸成されるかというところが課題なんだろうと思ひております。

すみません。最後に失礼いたしました。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

ひとりわり御発言いただきましたが、まだ時間はあります。最後、何か付け加えたい

点があれば、何か御指摘あれば頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

○片桐構成員 すみません。度々申し訳ないですけど。

○高橋座長 どうぞ。

○片桐構成員 最後、徴収行為についてちょっとお話をさせていただきたいなと思うんですけど、今、山本先生から御指摘があったように、私人委託をする際には、徴収行為まで含めて委託できるようにするのかどうかということが論点になって、それはそのとおりだろうと思うんですね。それは、公権力というか、公的な主体性を拡張していくときの限界がどこかということとパラレルになっていると思うんです。

他方で、これ、委託ができるという話になると、委託された先では、収入権限と徴収権限を同時に手中に納めることになるわけですね。会計制度上、基本的にはその2つは分けるというのが建前ですので、委託先でも分けていただけるような事務システムにさせていただくとかということをお願いする必要があるかどうかということも論点になるのではないということだけ、指摘をさせていただきたいというふうに思います。

○高橋座長 いかがでしょうか。どうぞ。

○三橋行政課長 理論的にはまさにおっしゃるとおりなんだろうと思います。今の地方財務会計制度の会計組織の立てつけとしてそうなんだろうというふうには思っております。論点としては、まさに御指摘のとおりと思います。

ただ、その上で、私どもが現時点で考えていることで申し上げますと、私人委託制度の場合には、確かに徴収も、それから、徴収を委託する行為も、それから、収納だけを委託する行為も、両方、どちらでも委託することは可能になっているわけなんです。ただし、費目を限定しているということになっています。徴収を可能とした場合にどのような運用がなされているかという例なんです、それは山本先生の前回の御指摘があって、我々の分析して作りました資料2は、例えば資料2の2ページにあるような例で、市民センターにおいて指定管理者が使用料の徴収を行っている場合というのになります。これは納入通知書はありませんけれども、住民に、このセンターを使うときには利用料幾らですよというのを、まさに口頭だったり掲示だったりとかして、そこで受託者である指定管理者のほうで観念的に調定というのは起こして、納入通知を口頭とか掲示とかでやって納めているということになっているんだろうと。一方で、地方公共団体に実際に納めるときには、地方公共団体は改めて一定期間の使用料をまとめて調定を行っている。これが実務の流れになっています。

このような形態のもので、果たして指定管理者の中で、事実上、窓口で入園料300円ですとか、市民センター利用料500円ですとかって言っている組織と会計組織を区分して分けるようなところをどこまで求めるのかというのは、一つ論点としてはもちろんあるんだろうとは思いますが。

ただ、一方で、今回いろいろ調べた中で、4ページを見ていただきますと、徴収と収納、何を可能にしているかという、同じ資料の4ページのもので見ますと、徴収概念はあくまでも収納も含めての概念なんですけど、いろいろ見ますと、収納だけでいいよといったところもあれば、徴収だけ委託するというふうに条文上書いてあるところもあります。

実際には、地方公共団体の声として聞いているのは、どちらかというと、徴収行為そのものを委託したいというような声が本当に多数なんだろうかということがあって、実際には、収納行為、例えば、国民健康保険料などの徴収を委託できるように法文は書いてあるんですが、実際にやっていることというのは、結局、コンビニで収納しているということなんですね。

ですから、精密に要望を分析した上で何を求めるかということをしなきゃいけないと思いますけれども、そういう意味では、どこまで制度化するときには収納の事務、あるいは徴収事務を担う者に対して、どのような会計組織としての区分を設けるかという点については、十分論点になるだろうというふうに思っております。何を地方団体の要望として実現されるかということとセットで考えていかなきゃいかんというふうに思います。

○片桐構成員　そうですね。実務を担っておられる方はよくお分かりなんだろうとは思いますが、他方で、やっぱり要望として出てくるときに、そこら辺が未分化のままごそとこうしてほしいというふうにお声を上げているという可能性もあって、それを全部受け止めちゃうと、何でもかんでも全部ごちゃっと委ねることにもなりかねないわけですよ。

収納のほうだけを委託するんだったら、もうちょっと幅広くやれるだろうというのはそのとおりだと思いますし、調定等の意思決定の重さ軽さと言ったらいいのでしょうかサービスの利用の申込みがあった時点で調定できる性質のものもあるわけです。そういう軽いものは委託してもいいという話になるだろうと思いますし、バランスというものもあるだろうなとは思いますが。

○高橋座長 次の制度設計に当たって貴重な御指摘いただいたと思います。ありがとうございました。

よろしいでしょうか。何かあれば。

それでは、どうもありがとうございました。

○小西構成員 すみません。小西です。

○高橋座長 小西先生、どうぞ。

○小西構成員 すみません。お忙しいところ。

○高橋座長 いえ、全然。まだ時間はありますから。

○小西構成員 先ほど木村先生からの御指摘を伺っていて気がついた点を、お尋ね、もしできればしたいんですけど、先ほどから問題になっているのは、私人への委託制度の場合、私人のところに住民が現金を持って行って、現金を払わないと領収書を出せないの、納めたことになりませんというお話でしたよね。そうすると、例えば、コンビニの場合、固定資産税のコンビニ納付をしようとする、現金のみ、クレジットカードは使えませんってたしか書いてあるんですね。ただ、nanacoでは、実は払えるんですよ。これで払うと、例の固定資産税を納めたという領収日付印を押してもらえ、現金と同じような扱いになっているようです。このような柔軟な対応というのが、先生おっしゃるように、何かあるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。細かい点で申し訳ありません。

○高橋座長 じゃ、どうぞ事務局。

○渡邊理事官 基本、現金であれば、そのような取扱いというのは、特定の会社によっては、プリペイドである場合もあるかもしれませんが、そこは受託者が現金としてプールしているかどうか、現金として保管しているかどうか、そこを実際持っているかどうかというところが、その運用の分かれ目なのかなというふうに思います。

結局、現金ですから、預かって最終的に支払えるという担保があるので、受け取った時点で納付の効果が及ぶというふうに整理できるというふうに我々考えておりますので、そこはそのようなことが考えられるかどうかというところで整理されることなのかなというふうに考えております。

○片桐構成員 渡邊さん、今の御説明だと、多分よく分からないんだと思います。小西先生がおっしゃられているnanacoについて、具体的に申し上げますと、セブン&アイ系列で、そこがコンビニ収納を行っているときに、そこでnanaco払いをすると、

n a n a c oで受け取ってもらえる。n a n a c oは先払い式のプリペイドカードなので、セブン&アイで、それに見合う現金をプールして持っておられるのですよね。要するに、n a n a c o払いをしたい人が先払いして現金を預けているので、そこから引き去っているということになっているから、多分やれるんだということなんだろうと思うんですよね。

それはあたかも、指定金融機関に口座を持っている人が口座振替ができるのと多分一緒なんだろうとは思いますが。そこら辺をどう整理するかということなんだろうと思えますけど。

○小西構成員 ありがとうございます、片桐先生、補足をしていただいて。先ほど木村先生がおっしゃった、柔らかい担保というか、厳格な担保じゃない担保としても考えられるのか。つまり、ちょっと先走って言うと、n a n a c oの場合、さらにこれをクレジットで払うということも一部できるらしいんですね。というように、実際のところを見ていくと、現金払いの原則がいろいろな形で緩められている部分があるのじゃないか、と思ったので、発言いたしました。

以上です。

○高橋座長 分かりました。現金相当なものとしてどういうものがあるのかという、その辺の話になってくるのかなとは思いました。重要な御指摘、ありがとうございました。その辺も多分、制度設計の留意点になると思います。

どうぞ、木村先生。

○木村構成員 すみません。今の話の延長で、一言二言だけ補足させていただきますと、小西先生のおっしゃるように、制度の境界を柔軟に考えるというスタンスは重要だと思いますし、また、私は担保という言葉、公金管理の適正さを確保するという意味で、広く使っていることをご了承ください。そうすると、1つ前の御発言で片桐先生がおっしゃった、徴収と収納の分離という原則は、これも公金の適正管理の担保の一つだと考えられますので、そういう要素を含めて、もろもろの担保措置を柔軟に組み合わせていくという話になると思います。

おっしゃるように、定型的な業務であれば、徴収業務を広く私人に委託しても差し支えないと思いますし、複雑な判断業務が入るのであれば、広い意味での担保措置を高めていく必要があるということを繰り返し申し上げておきたいと思います。調定行為自体は公権力性がないというのが一般的な認識でありますので、理論的には、徴収も私人委

託できるということにはなるとは思いますが、制度設計としては、それに加えた配慮が必要だということになると思います。

それから、せっかく御用意いただいたので、資料6の3ページ目について一言発言させていただきますと、私人委託制度と指定金との関係ということで、2行目にあります、預金制度を前提としていて、私人委託とは切り分けていくということについて、最後のことはもっともなところだと思います。もともと出納長や収入役の延長として指定金が位置づけられてきたという日本の沿革もありますので、通常の私人委託と切り分けるのは、至極当然のことだと思います。

2行目の、預金制度であることを前提としている点については、当然の前提であって、条文の根拠がないと理解しておりますが、前に少し申しましたけれども、あえてその条文の根拠を求めるのであれば、自治法243条なのではないかと個人的には考えています。その見出しからしても、公金取扱いの制限ということで、昭和23年の自治法が制定された当初の文言とは違って、広い範囲を設定していますから、指定金への預金というものが原則だという趣旨を読み取ることは可能だと思います。

ただ、その例外をどこで読むのか、民法で読むのかとか、そういう話になるのが嫌なので、事務局としては広く読んでいないと理解しております。そういうことも考えながら、前回、私自身は自治法243条について否定的な言い方をしましたが、今現在の結論としては、あの条文は残さざるを得ないのかなという感じがしています。

今日の話の延長で申し上げますと、実際的にみると、243条に乗らない問題があるわけですね。それがまさに今日、議論の一つになりました指定代理納付とか指定納付受託であって、これらについては、私人が手続をした段階では公金には当たらないという整理だとすれば、243条にそもそも乗らない。このように、この条文に乗らない要素があって、今後そういう要素が増大していくのであれば、この条文をあえて残す必要があるのかという事務局の問題意識につながるとは思いますけれども、条文の射程を広げて原則を掲げるという方向もないではないと、今は考えております。その辺はまた発言させていただきますと思います。

以上です。

○高橋座長 コメントありますか。

○三橋行政課長 取りあえず。

○高橋座長 取りあえず承りました。どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。取りあえず大丈夫ですかね。

若干、議事を急いだ感がありましたものの、一通り御検討いただいたのではないかと
思います。現在の取引実態とか技術とかを踏まえ、一個一個切り分けていき、当面の結
論を出すということが重要だと思います。それと、将来的な広い話も一方ですべて
いただきましたので、その辺も、少し頭の片隅に置いて議論していくということも重要だ
と思います。その辺、今回、貴重な御指摘いただきまして、ありがとうございました。

それでは、時間より若干早い時刻でございますが、一通り御議論頂戴いたしましたの
で、この辺りで議事を終了させていただきたいと思えます。

それでは、最後に、次回、第6回につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと
思います。

○渡邊理事官 第6回の詳細の日程につきましては、現在ちょっと調整をさせていただ
いているところでございますので、また改めて調整、お知らせをさせていただければと思
います。

以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。それでは、本日はこれで閉会とさせていた
だきます。どうもありがとうございました。

以上